

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年8月13日

京都市長 松井孝治

京都市規則第19号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条地域自治推進室の款中第32号を第33号とし、第31号を第32号とし、第30号を第31号とし、第29号の次に次の1号を加える。

(30) 戸籍事務センターに関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)